

熊本学園大学大学院研究科規則

第1条 この規則は、本学大学院学則及び学位規則により、必要とされる事項及び大学院研究科（以下「研究科」という）において必要と認められる事項を定める。

第2条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則第13条の表の定めるところによる。

第3条 各研究科において修得すべき単位数は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|--|-------------|
| (1) 商学研究科 商学専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| (二) 選択必修科目 | | |
| 前記(一)以外の主要学科目 | | 8単位以上 |
| ビジネススキル科目 | | 4単位以上 |
| (三) 選択科目 | | |
| その他の講義科目 | | 6単位以上 |
| 合計 | | 30単位以上 |
| (2) 商学研究科 経営学専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| (二) 選択必修科目 | | |
| 前記(一)以外の主要学科目 | | 8単位以上 |
| ビジネススキル科目 | | 4単位以上 |
| (三) 選択科目 | | |
| その他の講義科目 | | 6単位以上 |
| 合計 | | 30単位以上 |
| (3) 経済学研究科 経済学専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| (二) 選択必修科目 | | |
| 外国文献特殊研究 | | 4または8単位 |
| (三) 選択科目 | | |
| 前記(一)(二)以外の講義科目 | | 16または12単位以上 |
| 合計 | | 32単位以上 |
| (4) 国際文化研究科 国際文化専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| (二) 選択科目 | | |
| 前記(一)以外の講義及び演習科目 | | 18単位以上 |
| 合計 | | 30単位以上 |
| (5) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| 専修科目以外の必修科目 | | 2単位 |
| (二) 選択科目 | | |
| 前記(一)以外の講義及び実習科目 | | 16単位以上 |
| 合計 | | 30単位以上 |
| (6) 社会福祉学研究科 福祉環境学専攻 修士課程 | | |
| (一) 必修科目 | | |
| 専修科目 | | 12単位 |
| 専修科目以外の必修科目 | | 8単位 |
| (二) 選択科目 | | |
| 前記(一)以外の講義科目 | | 12単位以上 |
| 合計 | | 32単位以上 |
| (7) 商学研究科 商学専攻 博士後期課程 | | |
| 必修科目 | | |
| 専修科目(研究指導) | | 12単位 |
| 専修科目以外の必修科目 | | 4単位 |
| 合計 | | 16単位 |
| (8) 商学研究科 経営学専攻 博士後期課程 | | |

	必修科目	
	専修科目（研究指導）	12単位
(9)	経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	
	必修科目	
	専修科目（研究指導）	12単位
(10)	国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程	
	必修科目	
	専修科目（研究指導）	12単位
(11)	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	
	必修科目	
	専修科目（研究指導）	12単位

（専修科目）

第4条 学生は、大学院学則第13条に定める授業科目のなかから、修士課程においては、一特殊研究科目（講義・演習）を自己の専修科目とし、博士後期課程においては、一研究指導を専修としなければならない。

2 学生は、専修科目担当の教授を指導教授とし、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

3 単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。

(1) 商学研究科商学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、その他の主要学科目から8単位以上、ビジネススキル科目から4単位以上、選択科目より6単位以上を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。

ただし、商学研究科経営学専攻及び経済学研究科修士課程の授業科目より6単位以内に限り、演習指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の30単位のうち選択科目としての6単位のうちに含めることができる。

(2) 商学研究科経営学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、その他の主要学科目から8単位以上、ビジネススキル科目から4単位以上、選択科目より6単位以上を第1年次及び第2年次で修得しなければならない。

ただし、商学研究科商学専攻及び経済学研究科修士課程の授業科目より6単位以内に限り、演習指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の30単位のうち選択科目としての6単位のうちに含めることができる。

(3) 経済学研究科修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目及び外国文献特殊研究以外の講義科目のなかから第1年次及び第2年次で16（12）単位以上修得しなければならない。

ただし、商学研究科修士課程の授業科目より10単位以内に限り、演習指導教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て、修了要件単位の32単位のうち選択科目としての16（12）単位のうちに含めることができる。

(4) 国際文化研究科修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で18単位以上修得しなければならない。

(5) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習8単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の必修科目2単位を第1年次及び第2年次で、また必修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で16単位以上修得しなければならない。

(6) 社会福祉学研究科福祉環境学専攻修士課程においては、専修科目のうち講義4単位を第1年次で、学位論文指導を含む演習単位を第1年次及び第2年次で、専修科目以外の必修科目8単位を第1年次及び第2年次で、また必修科目以外の選択科目のなかから第1年次及び第2年次で12単位以上修得しなければならない。

(7) 商学研究科商学専攻博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位および必修科目4単位。

(8) 商学研究科経営学専攻博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。

(9) 経済学研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。

(10) 国際文化研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。

(11) 社会福祉学研究科博士後期課程においては、専修科目の研究指導12単位。

（指導教授）

第5条 学生は、前条第2項で定めた指導教授を、研究科長に申告しなければならない。

2 指導教授の申告に際し、学生はあらかじめ当該教授の内諾を得ておかななければならない。

3 指導教授の決定は、研究科委員会において行うものとする。

（単位認定）

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記、または口述試験、若しくは研究報告等により、科目担当教員が行うものとする。

2 前項の単位認定は、原則として、各科目の授業等の終了時に行うものとする。

（評定）

第7条 授業科目の成績は、A・B・C及びDの評定をもってあらわし、A・B及びCをもって単位修得と認定する。

2 前項の成績評定は、次の基準によるものとする。

(1) A 100点～80点まで

- (2) B 79点～70点まで
- (3) C 69点～60点まで
- (4) D 59点以下

(学位論文)

第8条 熊本学園大学学位規則第12条に定める修士課程の学位論文及び同規則第21条第1項に定める博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、1編4部(正本1部、副本3部)作成し、指導教授を経て、研究科長に提出するものとする。

2 提出の時期は、修士課程の第2年次の者は1月、第3年次以上の者は毎年7月又は1月とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。博士後期課程の者は別途研究科委員会で定める。

3 熊本学園大学大学院学則第20条、熊本学園大学学位規則第20条第2項に定める「論文提出による博士」の場合の取り扱いについては、別途研究科委員会で定める。

(審査及び最終試験)

第9条 論文審査及び最終試験については、熊本学園大学学位規則の定めるところによる。

(証明書)

第10条 単位を修得した者が希望するときは、単位修得証明書を交付することができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この規則の施行により、熊本商科大学大学院研究科規則は廃止する。
- 6 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 14 この改正規則の施行に当り、現に2年次以上に在学中の者については、従前の例による。